

令和2年4月8日

一時預かり事業定期利用
保護者各位

千葉市こども未来局
こども未来部 幼保運営課長

一時預かり定期利用者の新型コロナウイルス感染症に係る
登園自粛時の保育料減免について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自宅での保育（登園自粛）にご協力をお願いしているところですが、定期利用されている方の保育料減免方法について、次の通り取り扱うこととしますので、お知らせします。

1 保育料の減免方法（3月分から適用）

- (1) 利用可能日数（※）について月ごとに算出し、利用可能日数の半分以上お休みいただいた場合は、月の保育料を全額免除します。
- (2) 利用可能日数（※）について月ごとに算出し、利用可能日数の半分未満お休みいただいた場合は、利用可能日数を分母として、月の保育料を日割り計算します。

【※利用可能日数の考え方】

- ・週3日（月・火・水で利用）で4月の場合
1、6～8、13～15、20～22、27、28日の12日間
- ・週2日（木・金で利用）で4月の場合
2、3、9、10、16、17、23、24、30日の9日間

2 その他

保育料の返還等については、各園にお問い合わせください。

問合せ先：幼保運営課 043-245-5729